

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点	幅員(ｍ)	延長(ｍ)	備考
忠生 434 号	下小山田町 405 番 1 地先	下小山田町 450 番 1 地先	1.82	75.00	別図 1
南 326 号	鶴間 771 番 2 地先	鶴間 771 番 1 地先	1.82	51.09	別図 2
鶴川 128 号	真光寺一丁目 40 番 28 地先	真光寺一丁目 40 番 28 地先	1.82	29.00	別図 3
忠生 525 号	上小山田町 742 番 1 地先	上小山田町 741 番 2 地先	1.82	61.00	別図 4

説明

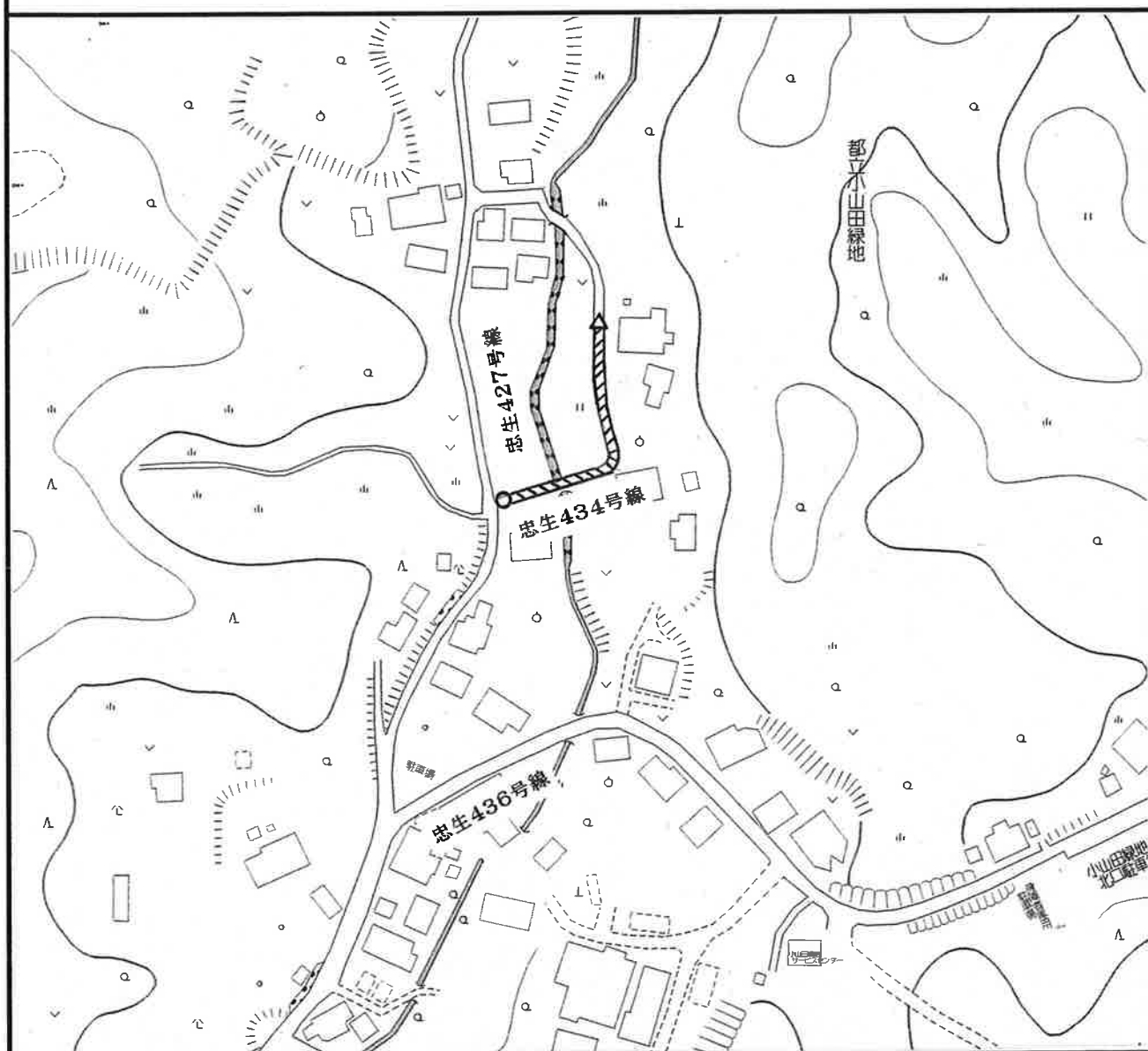
本件は、開発行為に伴い用途廃止をした路線及び財産処理に伴う払下げ路線の認定を廃止するものです。

市道路線の廃止略図

町田市下小山田町 地内
市道 忠生434号線(一部廃止)



廃止する区間

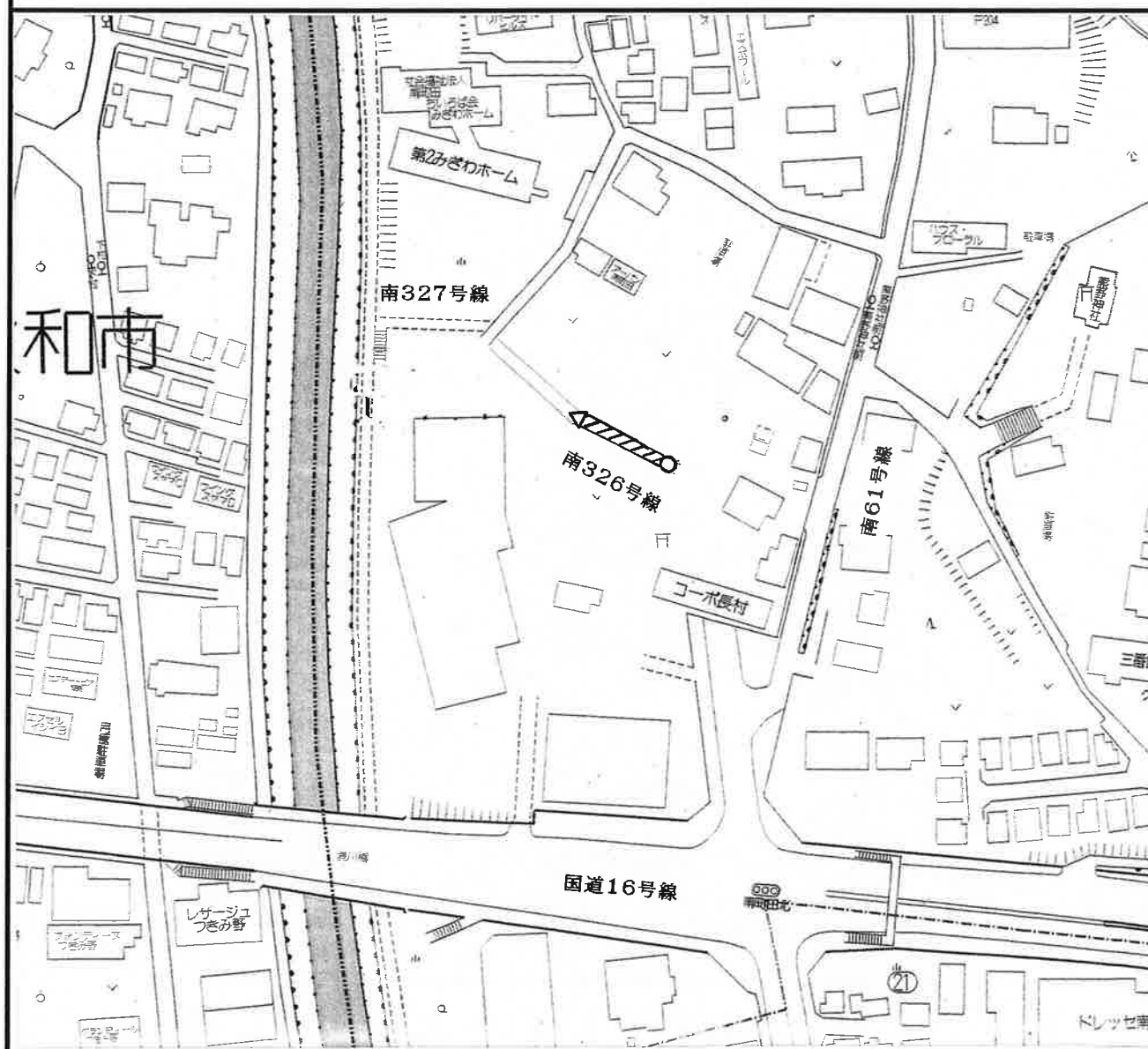


市道路線の廃止略図

町田市鶴間 地内
市道 南326号線(一部廃止)



廃止する区間



市道路線の廃止略図

町田市上山田町 地内
市道 忠生525号線(一部廃止)



廃止する区間

